

広島県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を庄原市役所の掲示場に掲示した。

令和六年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
庄原市西城町大屋字上り原乙五七三	竹盛 輝夫
庄原市西城町大屋字上り原乙五七四の一	竹盛 輝夫
庄原市西城町大屋字上り原乙五七四の二	竹盛 輝夫
庄原市西城町大屋字上り原乙五八六の一	森永 久枝
庄原市西城町大屋字上り原乙五八六の二	竹森 輝夫
庄原市西城町平字丑ノ河一〇九五の二	大田 學
庄原市西城町油木字栃谷五〇一三の三	下田 廣海
庄原市西城町油木字灰庭五〇一九の二	下田 廣海
庄原市西城町中迫字渡り上山戊五一九三の一六	佐賀 崇
庄原市西城町高尾字東櫛山五二二五の八	渡邊 完一
庄原市西城町平字田ノ原山五二五三	大田 學
庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五四の二	坂本 ユキコ
庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の四	坂本 ユキコ
庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一四	坂本 ユキコ
庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一五	坂本 ユキコ
庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一六	坂本 ユキコ

二 指定の目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法  
変更しない。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）